

## 農地の売買・贈与・転用等をする場合、農地法の許可が必要です。

農地法の適用対象となる「農地」とは、耕作の目的に供される土地と定義されています。（農地法第2条第1項）土地登記簿上の地目が田・畑ならもちろんですが、宅地等、農地以外でも、土地の現況が農地の場合、権利移動や農地転用するときは、農地法の許可を受ける必要があります。

### 農地法許可申請の種類及び許可までの期間

#### 【申請受理から許可まで約1か月】

- ・農地法第3条…農地を耕作目的で権利移動（売買、賃借等）
- ・非農地証明申請、農地改良届（農地の形状変更）

#### 【申請受理から許可まで約2か月】

- ・農地法第4条…農地を農地以外へ転用（権利移動伴わない）
- ・農地法第5条…農地を農地以外へ転用（権利移動伴う）

※申請書の様式：農地法第3条は豊岡市のホームページ、農地法第4条、第5条は兵庫県ホームページにあります。

許可を取らずに違反転用した場合、**3年以下の懲役** または **300万円以下（法人は1億円以下）の罰金** を科せられる場合があります。

### 農地法許可申請（届出）受付日

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 4月  | 1日（火）～4日（金）       |
| 5月  | 1日（木）、2日（金）、7日（水） |
| 6月  | 2日（月）～5日（木）       |
| 7月  | 1日（火）～4日（金）       |
| 8月  | 1日（金）、4日（月）、5日（火） |
| 9月  | 1日（月）～5日（金）       |
| 10月 | 1日（水）～3日（金）、6日（月） |
| 11月 | 4日（火）、5日（水）、6日（木） |
| 12月 | 1日（月）～5日（金）       |

## 農地の賃借料情報

2024年1月から12月までに利用権が設定（公告）された賃貸借（借賃が有料）における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりです。

この金額は実績から算出された参考数値です。土地の広さや形状、水利等の各種条件を考慮し、賃貸借当事者間で賃借料を決めてください。

2025年2月27日 豊岡市農業委員会

### ■田（水稻）

| 地域名  | 平均額（円/年） | 最高額（円/年） | 最低額（円/年） | 抽出筆数<br>（借賃が有料） | 使用貸借筆数<br>（借賃が無料） |
|------|----------|----------|----------|-----------------|-------------------|
| 豊岡地域 | 10,700   | 18,600   | 4,000    | 81              | 276               |
| 城崎地域 | —        | —        | —        | —               | —                 |
| 竹野地域 | —        | —        | —        | —               | —                 |
| 日高地域 | 6,600    | 10,000   | 3,000    | 75              | 497               |
| 出石地域 | 7,300    | 10,000   | 3,000    | 56              | 451               |
| 但東地域 | 6,300    | 9,300    | 5,000    | 5               | 129               |
| 全地域  | 8,300    | —        | —        | 219             | 1,373             |

#### 【この表の見方】

- 1 抽出筆数は、標準的な賃借料を算出するため、全賃借料の平均値±70%を超えるものを除いています。
- 2 借賃を現物で定めている場合は、60kg当たり18,600円で換算しています。
- 3 金額は、100円単位に四捨五入しています。
- 4 参考のために使用貸借（借賃が無料）の筆数もお知らせします。
- 5 畑については事例が少ないため算出しません。 ※城崎・竹野地域は賃借事例が少なく、表記しません。

# 農業者年金で安心・豊かな老後を

～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

◎農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

## 国民年金 + 農業者年金

◎こんな方が加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上65歳未満の方※

※60歳以上65歳未満の方は国民年金任意加入被保険者に限ります。



◎**積立方式**だから自分がかけた金額は年金として**生涯もらえます**。(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)

◎保険料は **いつでも変更** できます。

月々2万円※から6万7千円まで  
※政策支援（以下参照）の対象とならない方は1万円

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の**節税**になります。

◎**政策支援**（保険料の国庫補助）が受けられます。

例：認定農業者等で青色申告者で35歳未満の人は10,000円（5割）補助

問い合わせ先 豊岡市農業委員会 TEL.0796-21-9021  
最寄りのJAの農業者年金担当

独立行政法人農業者年金基金  
専門相談員 TEL.03-5919-0371  
企画調整室 TEL.03-5919-0332